

アセスメントに基づいた特別の教育課程設定についての一考察

～特別支援学級における、個別の指導計画を生かす日々の教育活動～

A study of special curriculum establishment based on an assessment

- Daily educational activities utilizing individual curriculum design in classes for special needs children -

岡野 由美子
Yumiko Okano

要旨 (Abstract)

新学習指導要領には、特別支援学級の教育課程の意義及びその編成の具体的な方法や留意点について、詳しく記述されている。さらに自立活動を行うことや、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成とともに、その活用の義務化も記述された。特別の教育課程を編成するには、該当の児童生徒がどのような教育を必要としているかという実態把握が最も大切となる。実態把握を行なったことや指導の目標や計画を記入されたものが、個別の指導計画である。それ故、個別の指導計画と特別の教育課程の編成、児童生徒の実態把握は、密接に関わっている。本稿では指導計画等の実際の具体例を提示して、それと教育課程編成との関連について、考察し論述することとする。

キーワード：個別の指導計画、特別の教育課程、実態把握、特別支援学級

I. はじめに

平成 19 年 4 月に、学校教育法に「特別支援教育」が位置付けられ、すべての学校において障害のある幼児児童生徒の支援の充実がなされることとなった。それ以来、10 年が経過し、特別支援教育に関する国や都道府県の施策が次々と展開されてきた。文部科学省は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月）の中で、共生社会の形成、就学先決定の仕組みの改善、合理的配慮の提供、教職員の専門性の向上など、現在の特別支援教育の礎となる内容を報告としている。各学校においても、特別支援教育は 10 年を経て確実に根付き始めると同時に、新たな課題や成果について検証されつつ推進されている。

従来、障害のある児童生徒の教育は特殊教育として、その教育の場は、主に養護学校や特殊学級であった。障害のある子どもたちが、生きていく上で必要な力をつけるためには、通常の小中学校における教科中心とした教育では限界がある。障害の種類や程度に応じた教育の場を整備し、そこできめ細かな教育を行うという視点で推進されてきた。一方最近では、障害のある児童生徒が特殊学級に在籍せず、通常の学級で学ぶケースや、LD、ADHD 等の児童生徒が通常学級に在籍している実態が明らかになってきた。障害の種類や程度が多様化しており、それぞれの教育的ニーズに応える教育あり方の考え方が変わってきたのである。特殊教育から、特別支援教育へ、特別な教育の場から、多様な教育の場へと、その捉え方は変化してきた。

そして、今回の学習指導要領の改訂により、特別支援教育の方向性が明確にされた。前回の学習指導要領が出された当時は、まだ特別支援教育が小中学校の学習指導要領に記述される部分は限られていたが、今回は前述のような様々

な社会変化を反映し、変化をしたと筆者は考える。新学習指導要領では、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく特別の教育課程について、明確に規定された。特別の教育課程には、これまでも特別支援学級では取り組まれていたが、今回の改訂によって、改めてその目的や方法、手順を意識して編成することが求められることとなった。

実態を把握し、教育課程を組むという一連の作業は、特別支援学級担任が主体となって行う。しかし、小学校、中学校の教員の中から特別支援学級の担任を決定するため、何年も同じ教員が担任をするとは限らない。現実的には4月に新しく担任になった教員が、突然その学級の教育課程を編成するという事は、容易ではない。必然的に前年度の担任が、その学級の児童生徒の実態やこれまでの学び等を考慮して次年度の教育課程を編成していくことになる。そして、次の担任に、その意義等を引き継ぐのが実態である。その後、新任教員がその教育課程を基に指導・支援をし、その実施、評価、修正をしながら教育を進めることになる。

小中学校の特別支援学級の担任は、校内の人事配置により決定するため、教職経験が長くベテランの教員でも初めてその担任となる場合もある。長年、通常学級の担任経験のみの教員からすると、まず、「特別の教育課程」を編成することを求められた時点で戸惑うのではないだろうか。通常学級の教育課程は、指導時数、指導内容など全て学習指導要領に規定されており、それに準拠した教科用図書がある。教員は、自ら教育課程を編成することは、さほど必要ではなく、教科書や指導書を基本にして、年間の指導計画を立て、その内容を日々の授業で行っておけば、1年の学習内容はなんとか網羅できる。

兵庫県の特別支援教育センターにおける、平成30年度新任特別支援学級担当教員等研修講座の受講者数は、500名を超え、この人数は年々増加傾向にある。その背景には、まず特別支援学級の設置数が年々増加傾向にあることが挙げられる。また、教職員の大量採用と退職があると考えられる。兵庫県に見られるこの傾向は全国的にも同様である。このような実態、担当教が在籍の児童生徒の教育に大きく関わってくることを鑑みると、教員の資質向上や、障害種別ごとの専門性の確保は急務である。しかし、初めて特別支援に関わる教員が、児童生徒の自立と社会参加を目指し、実態に応じた教育課程を編成することは、なかなか困難である。

本稿では、特別の教育課程の編成のために、児童生徒の実態を把握することの意義、そして児童生徒の指導・支援に個別の指導計画がどのように編成過程に位置付けられるかについて、以下に論じる。

II. 特別の教育課程

学校教育法施行規則第138条に、特別支援学級においては、特に必要がある場合には個に応じた特別の教育課程が編成できると示されている。この法によって、特別支援学級に在籍している児童生徒が、その障害の程度や状態から、通常の学級で行われる教育課程をそのまま適用することが適当でない場合に、特別の教育課程を編成することが可能になっている。

小学校・中学校学習指導要領(平成29年3月公示)解説において、特別支援学級における特別の教育課程について、次の2つのことが求められた。まず、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第7章に示す自立活動を取り入れることである。次に、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することである。

つまり、児童生徒の実態把握をていねいに行い、その生活上の困難や将来を想像し、何が大切か、課題は何かという事を総合的にアセスメントした上で、教育課程を編成することが求められた。前者の自立活動については、次の

ような手順が、小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）解説に示されている。

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章第 2 の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連づけて具体的な指導内容を設定する。

児童生徒一人一人の障害の状態は異なるため、その実態を的確に把握し、自立活動を選定して行うから、個別の指導計画が必要となる。個別の指導計画の様式は、それぞれの学校が児童の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果がもっとも上がるように考えると示されている。

後者の教育課程の編成には、特別支援学級も、小・中学校の学級の一つであることを踏まえることが大切である。各学校には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害などの児童生徒を対象とする特別支援学級を設置できる。いずれの学校においても、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動は、特に示す場合を除き取り扱うことが前提となっている。そのことを踏まえ、特別の教育課程を編成する場合には、保護者等に対する説明責任を果たすとともに、指導の継続性を担保することが求められる。特に、知的障害児童生徒を対象とした特別支援学級の教育課程を編成する時には、その目標設定の手続き例が、新学習指導要領解説に示されている。

- a 小学校学習指導要領の第 2 章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b a の学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第 2 章第 2 款第 1 に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取り扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

特別支援学級の教育課程は、児童生徒の実態を的確に把握した上で行わなければ、その教育的効果は上がらない可能性がある。一人ひとりの児童生徒の実態を把握し、課題や目標の他に、指導・支援のポイントなどの様々な内容を個別の指導計画に記入し、それを指導に反映するのである。このように考えると、個別の指導計画が、計画のための計画とはならないはずである。個別の指導計画が通常の小・中学校に取り入れられるようになった当初は、個別の指導計画が実際の指導に役立てられているとは言い難い現状があった。記入はするが、そのまままいこんであることもあった。引き継ぎの時に読んで加筆修正をしても、あまり変化が見られないから、記入内容が同様の内容で引き継がれる実態があったことは否めない。これでは、個別の教育効果は期待できない。個別の指導計画を作成する目的を考えると、小さな変化を把握記録し PDCA サイクルで修正しながら次に活用されるべきである。

Ⅲ. アセスメントのあり方

特別の教育課程を編成するには、児童生徒の実態把握が大切であることから、まずはそのアセスメントが大切となる。アセスメントとは、支援を必要としている子どもの状態像を理解するため、様々な角度から子どもに関する情報を収集し、その結果を総合的に理解することである。そのアセスメントは、分類すると、大きく2つに分けることができる。

1つは、様々な検査である。心理検査や発達検査など、子どもたちの状態を把握するための様々な検査が開発されている。それぞれ、信頼性や妥当性が保証され、特性や傾向などを客観的に診断できるものとして用いられる。これらの検査は、時間がかかり、専門機関で専門的な立場の検査者が行うものもあり、手軽にできるものではない。しかし、検査結果の分析により客観的な把握が可能となり、普段見せる表面化した部分だけではなく、本質的な部分の困難さなどが明確になることもある。

もう1つは、それ以外で行うインフォーマルなアセスメントである。学級担任が、直接児童生徒の姿を観察し、日常の姿から特徴をつかむことである。授業中の様子から、指示理解ができていないか、集中の度合いはどうか、書字に困難さはないか等を見ることができる。また休み時間の様子から、友達たちどのように関わっているか、コミュニケーションはどうか、遊びの中で不器用さが見えるか等が観察できる。給食、掃除、登下校などの様子などもヒントとなる。その他、児童生徒のノートや作品を評価したり、他の教員や養護教諭からの情報を得たり、保護者からの聞き取りなど、間接的なアセスメントからも様々な情報を得ることができる。

これらのアセスメントを総合的に解釈し、子どもの状態像を客観的、多面的、多角的に捉えることが、的確な支援につながる。教員の主観のみに頼ったり、検査結果だけにとらわれたりすると、偏った実態把握をする可能性がある。まず児童生徒の実態について情報を収集し、それらの情報を個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載することが不可欠である。

Ⅳ. 個別の教育支援計画と個別の指導計画

(1) 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画の様式例を、2つ以下に示す。決まった様式はなく、それぞれの学校や設置者ごとに定められていることが多い。ただし、教育支援計画の活用目的に適した様式を作成すると、大きな差はないと筆者は考える。主な内容は、これまでの支援内容や支援上の課題、現在の生活、将来の生活に関する本人・保護者の希望、本人・保護者の希望をもとに考えられる支援目標、学校および関係機関における支援、評価と今後の課題、合理的配慮などを記入することになる。個別の教育支援計画は、対象児童生徒の支援に関わる各関係機関で必要な情報を共有し、指導・支援に生かすことができるものである。ここに記載される内容は、個人情報であるから、この教育支援計画を各関係機関と共有することについて、保護者の同意を得ておくことが大切である。

例1	I フェイスシート			
	名前		性別	生年月日
	住所	電話番号		
	関係施設			
	主障害	併せ有する障害		
	診断名			
	療育手帳	(. . . 交付)	身体障害者手帳	(. . . 交付)
	精神障害者保健福祉手帳	(. . . 交付)		
	保護者名	緊急連絡先		
	住所			
家族構成	家族構成図		名前	生年月日・学年
				続柄
出産前後の状況	時期	項目		備考
	胎生期			
	出生期			
	乳幼児期			
療育の状況	療育機関名		期間	療育内容
前籍校園の状況	学校園名		期間	備考
医療に関わる特記事項				
生育歴に関わる特記事項				

例2

II 個別の教育支援計画			
名前			
担任・記入者			
1 これまでの支援内容および支援上の課題			
2 現在の生活・将来の生活に関する希望			
(1)本人の希望			
(2)保護者の希望			
3 本人・保護者の希望をもとに考えられる支援計画			
(1)現在の生活の充実のための目標			
(2)卒業後の生活をめざした目標			
4 関係機関における支援内容			
家庭 担当者	医療 担当者	福祉 担当者	その他() 担当者
支援内容・方針	支援内容・方針	支援内容・方針	支援内容・方針
5 学校における支援内容			
(1)学習支援の主な課題・配慮事項			
(2)在籍校・交流学級における支援	担当者	具体的な支援内容・方針	
(3)特別支援学級等における支援	担当者	具体的な支援内容・方針	
6 合理的配慮			
7 評価及び今後の課題			

- ・この教育支援計画の記載内容に同意します。
- ・上記の関係機関の間で、この個別の教育支援計画の情報を共有することに同意します。

平成 年 月 日 保護者名 _____ 印

(2) 個別の指導計画

個別の指導計画も、個別の教育支援計画と同様、決まった様式はない。個々の実態に応じた適切な指導を行うため、一人一人の目標や指導内容、方法を記入し、活用するためのものである。個別の指導計画には、児童生徒の実態、本人や保護者の希望、長期目標と短期目標、具体的な指導・支援と評価などを記入する。

以下にその様式の一例をしめす。さらにその具体的な記入例を示すこととする。これを記入するにあたっては、まず児童生徒一人ひとりの実態把握に基づいてその具体的な姿から、個別の指導計画を立てる必要がある。

本児は、保育園から小学校に入学するときには、保護者の不安も大きく、入学式前にリハーサルをしたり、春休みに教室に入ったたり、本児が安心して登校できるように配慮をした。入学式にも参加し、まずは学校に元気に登校できた。

個別の指導計画	
1年〇組 名前 〇〇 〇〇 (1学期)	
児童生徒の実態	
諸 検 査 の 記 録	<input type="radio"/> WISCIV (H〇 . 〇 . 〇実施 〇〇病院) FSIQ65 VCI74 PRI71 WMI73 PSI 57 <input type="radio"/> 知的障害、自閉スペクトラム症。療育手帳 B2所持
学 習 面	・ひらがな、漢字に興味が強い。数の大小が理解できる。時計が読める。 ・音読は初見では難しいが、範読を聞くとスラスラ読める。 ・足し算は、半具体物を使うと繰り上がりまでできる。 ・絵は苦手。体育は全般的に苦手。
行 動 面	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力 ・休み時間に友達と遊ぶことはあまりなく、一人で過ごしている。 ・話はするが、適切な言葉が出て来にくい。 ・自分の思いを、言葉ではなく、親しい女の子や先生、母親にくっつくことで表現している。 ・聴覚優位で、担任や友達の口真似をしたり荒い言葉を発したりして注目を集めようとしていることがある。
	人 間 関 係 ・友達はあまり多くない。 ・自ら他者へ働きかけることが少なく、親しい友達にはよく話をし、一緒に過ごす。
生 活 面	・投薬がある。(薬名 〇〇〇〇〇) ・爪を切るのが怖く、なかなか切ることができない。 ・破裂音に恐怖を示す。(花火、運動会の雷管)

運動面	<ul style="list-style-type: none"> ・四肢の力が弱い。・走ることはできるが、遅い。 ・ボールを投げたり受けたりすることが苦手。 ・泳げないが、水に入ることは喜んでできる。目を開けたり顔をつけるのは苦手。 		
本人の希望	勉強を頑張りたい。みんなと仲良くしたい。		
保護者の希望	みんなと仲良く、学校に楽しく通ってほしい。		
長期目標	自分の伝えたいことを、適切な言葉や態度で表現することができる。(コミュニケーション)		
	1学期	2学期	3学期
短期目標	3語文で、自分の思ったことを話すことができる。		
具体的な手立て	<ul style="list-style-type: none"> ・話し方をカードを用いて練習する。(個別) ・帰りの会で楽しかったことを話す機会を設ける。(交流) ・学校であったことを、2つ、家で話せる場をつくる。(家庭) 		
変容・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡ノートに書いてもらうスペースを作り、コメント評価を行う。 ・帰りの会で話すことができれば、シールを集めるなどトークンを用いて評価をする。 		

知的障害、自閉スペクトラム症で、感覚の過敏さや言葉の遅れ、コミュニケーションの困難などいろいろな課題があることは、保育園から情報の引き継ぎがあった。言葉の遅れは特に気になっており、年中時までは、語彙も少なく、「お母さん、お母さん」くらいしか話せなかったのだが、少しずつ言葉が出るようになり、今はいろんなことを話そうとしている姿が見られている、話すことへの関心が高まっているなどの引き継ぎを受けていた。

入学後は、しばらく学校に慣れることを最優先しながら関わる中で、インフォーマルなアセスメントを行い、記録をとった。自発的な周囲との関わりが少ない、適切な言葉が出にくく、会話はやや一方的であること、言葉で伝えるために、友達や先生にくっつくことでコミュニケーションをしようとしているのではないかとということがわかってきた。しかし、言葉を発することで、周囲からの反応があったり、褒められたり一緒に笑ったりできることが、本人の喜びになっている様子も伝わってきていた。また、絵が苦手な反面、文字を書いたり数字を書いたりすることに興味を強く示し、なぞり書きや、筆順を唱えながら順番に書いていくことで覚えやすいようで、どんどん自分から書き、覚えてきた。

このような実態から、目標にコミュニケーションに関わる内容を目標に設定しようと考えた。コミュニケーションに重点を置くことは、本児の興味関心のあることを指導の中心にでき、それによって、友達とのより良い関わり方を学び、人間関係を円滑にできる可能性があると考えた。知的発達の遅れもあるので、特別支援学級の中で様々な生活体験の中で個別の指導をし、特別支援学級で培った力を交流学級や家庭で出せるよう支援しながら、力をつけていくことができると考えた。

そして、長期目標を「自分の伝えたいことを、適切な言葉や態度で表現することができる」と設定し、短期目標は、特別支援学級と交流学級と家庭の3つの場における目標を設定し、それぞれで主に関わる、交流学級の担任と、保護者に、具体的にどのような支援をして欲しいかということ、個別の指導計画を示しながら共通理解を図った。

特別支援学級という、個別指導が中心となりがちな場面では、コミュニケーションや人間関係の指導には限界がある。小集団から、学級集団、そして社会につなげるという視点を持ち、指導していくことが大切である。そのためには、個別の指導計画において、3つの場においてどのような目標を立てどんな支援が必要なのかを明確にすることが必要となる。そして、それぞれで児童生徒に関わる中心となる支援者と共通理解することが、効果的な指導に繋がると考える。

今回の事例のように、実態把握を行い、表面に見えてくる課題を相互に関連づけて整理すると、実はそれぞれが関連していて、それらに対応できる具体的な指導内容を考えることが効果的な指導となる。

(3) 個別の指導計画から、特別の教育課程の編成へ

このように、児童の障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るためにどのような指導が必要か、実態把握をし、個別の指導計画に整理できた。そして、特別の教育課程につなげる。

本児の場合、コミュニケーションの指導は、自立活動として行うこと、また、言葉の指導と関連づけて国語科の中で指導を行うこと、そして、学校探検や、お店やさんごっこなどの活動で周囲の人との関わりを持つことが多い生活科の中で指導を行うことができる。また、知的障害のある児童の実態から、教科ごとの指導だけではなく、実際の生活場面の中に生きる力とするために、「各教科等を合わせた指導」の形態をとることが望ましい。

以上のことから、本児の指導は、国語、算数、学活、道徳の時間を特別支援学級で指導し、生活科、音楽、図工、体育など、その他の教科は交流学級で行うこととした。特別支援学級で指導する指導形態を、国語、算数などと教科として扱う時間と、自立活動の時間、生活単元学習などを時間割に位置付けた。

自立活動は、児童の実態に応じて適切に設定する必要があることから、時間割上に位置付けた。ただし、時間割に位置付けた時間だけではなく、教科学習の時間でも休み時間でも給食の時間でも、様々な教育活動の中で関わる支援者がその視点を持った関わりをすることでその効果が高まる。本児が、朝、登校してきたとき、交流学級に入り、ランドセルをおいたり提出物を取り出したりする。そこに時間がかかり、学校生活へのスムーズに入れなかったため、ランドセルにおいて提出物を出して、特別支援学級に必要な学習道具を持って来るという朝の一連の動きの順序を示したカードを見ながら行うような支援を行なった。このように、自立活動の授業だけではなく学校生活の中で課題となっている場面で指導をすることも大切である。

その後、短期目標に対する評価を行い、短期目標を達成するための具体的な支援は、少しずつ変更していった。まずは、自分の楽しかったことなどを伝えるという活動は、その後、「困った時に、先生、わからないので教えてください。」などの依頼ができる、という目標へと変えていった。

実態を把握し、課題を整理し、目標を考え、それを達成するためにはどのような指導・支援が必要かを考える。そして、個別指導の場で完結するのではなく、自立と社会参加を考えたとき、交流学級や家庭でも、共通理解してもらって進めることが大切である。

具体的な指導を定評評価し、次の目標を設定する。いわゆるPDCAサイクルで成果を評価し、計画を見直し、次の目標を立てていく。そして、個別の指導計画を適宜修正し、次の指導に生かしていくのである。

V. 終わりに

児童生徒を日常的に見ていると、「あれができない。これも気になる。こうなるべき。」といったことばかりが、目についてしまうこともある。表面化している一つ一つの事象に対して、その度に注意や指導をするというだけでは、子どもたちがよりよい行動をしようという意欲が高まらない。また、根本的な改善に至らず、いつまでも注意ばかり受ける繰り返しに繋がりがねない。

表面に見える事柄だけに一喜一憂するのではなく、子どもたちが、将来「自立」するためにはどんな力をつけるべきか、そのためにどのような困難が関連しているかということを整理し、次の指導に生かすことが最も重要である。そのために生きた記録をするのが、個別の指導計画である。個別の指導計画が、計画のための計画ではなく、日々の指導に活用されることが、特別の教育課程編成と実践にも生きてくと筆者は期待する。

【参考文献】

文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月

独立行政法人特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本 新訂版」ジアース教育新社 平成29年